

## 令和7年第7回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年7月30日(水) 午前9時30分 ~ 午前10時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 18名

会長	19番	畠	雄	二				
会長職務代理	18番	田	中	政	幸			
委員	1番	安	藤	直	樹	2番	千	葉
	3番	五	十	嵐	勝	4番	山	田
	5番	長	谷	川	彰	6番	岩	間
	7番	貞	廣	樹	良	8番	赤	澤
	9番	伊	藤	貢	三	10番	峯	崎
	12番	吉	田	彰		13番	中	澤
	14番	土	屋	典	昭	15番	太	田
	16番	鈴	木	孝	典	17番	白	木
								義

欠席委員 (1名) 11番 鈴 木 英 昭

4 説明員 五十嵐事務局長 ・ 田中農業振興係長 ・ 佐藤主事

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般報告

第4 報告第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請取り下げの件

第5 報告第7号 現況証明書交付報告の件

第6 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可の件

第7 議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件

第8 議案第27号 農用地の買入協議要請の件

第9 議案第28号 美唄市農業振興地域整備計画変更の件

## 令和7年第7回農業委員会総会

議 長	ただいまより、令和7年第7回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。 この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。 議席番号11番鈴木英昭委員は都合により欠席いたします。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号15番太田秀樹委員、16番鈴木孝典委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定ですが、本期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
委 員 長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委 員 長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、報告第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請取り下げの件を議題とします。 事務局から説明を求めます。
田 中 係 長	ただいま議題となりました報告第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請取り下げの件について、ご説明いたします。 このことについて、令和7年5月27日に開催された第5回総会において、承認され、公益財団法人北海道農業公社に「認可要請」をしておりましたが認可申請が見送られたので要請を取り下げましたのでご報告いたします。 以上で説明を終わります。
議 長	(議案朗読省略) ただいま、事務局から説明のあった農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請取り下げの件について、質疑を行います。
委 員 長	これに、ご質問ございませんか。 (なしの声) ないようでございますので報告のとおり承認することに決定します。 つぎに、日程の第5、報告第7号、現況証明書交付報告の件を議題といた

佐藤主事

します。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました報告第7号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適當と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。

申請の理由は、地目変更登記のためです。

(議案朗読省略)

確認事項といたしましては、昭和44年7月1日に5条許可を受けておりましたので、令和7年7月1日付けで証明書を交付したので報告します。

なお場所につきましては、報告第7号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明のあった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。

これに、ご質問ございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。

つぎに、日程の第6、議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。

このことについて、次のとおり申請があつたので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。場所につきましては、議案第25号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これにご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。

田中係長

田 中 係 長

つぎに、日程の第7、議案第26号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件を議題とします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第26号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件についてご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について、審議を求めるものです。利用権の設定の種類は、1番から12番は所有権移転、13番・14番は使用貸借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、番号1番から9番・11番・13番については北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり12ページ別添1調査書、番号14番は個人が利用権の設定等を受けるものであり13ページ別添2調査書、番号10番・12番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、14ページ別添3調査書、以上のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第26号資料のとおりとなっております。

また、農用地利用集積等促進計画の公告の時期につきましては8月28日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり要請することに決定をいたします。

田 中 係 長

つぎに、日程の第8、議案第27号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第27号、農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るために、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたため、市に対し買入協議

議長

を行うよう要請するものです。

なお、場所につきましては、議案第27号資料のとおりとなっております。  
以上で説明を終わります。

議員

ただいま、事務局から説明のあった農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり要請することを決定いたします。

つぎに、日程の第9、議案第28号、美唄市農業振興地域整備計画変更の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

田中係長

ただいま議題となりました議案第28号、美唄市農業振興地域整備計画変更の件についてご説明いたします。

このことについて、美唄市より意見を求められたので、審議のうえ意見を付すものです。

(議案朗読省略)

これは、農地の効率的かつ総合的な利用を目的に農用地区域への編入を行うもので、いずれも集団的に存在する農用地に接しており、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号の要件を満たしていると考えます。

なお、場所につきましては、議案第28号資料のとおりとなっております。  
以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明のあった美唄市農業振興地域整備計画変更の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、特に異議はないとの意見を付した意見書を提出することといたします。

以上をもちまして、第7回農業委員会総会は閉会いたします。